

訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書

＜令和6年6月1日現在＞

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会医療法人明陽会
代表者名	理事長 成田 真
所在地・連絡先	(住所)豊橋市羽根井本町134番地 (電話)0532-33-3141 (FAX)0532-33-3144

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション明陽苑
所在地・連絡先	(住所)豊橋市八通町64番地の3 (電話)0532-33-3125 (FAX)0532-33-3181
事業所番号	2362090025
管理者の氏名	森下 裕子

(2) 事業所の職員体制（すべて介護給付の訪問看護と兼務）

従業者の職種		人数 (人)	区分		常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
			常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者		1	1	0	1.0	業務の管理等
訪問看護員	看護師	9	6	3	8.5	訪問看護サービスの提供等
	理学療法士	2	1	1	1.3	利用者のリハビリテーション等
	看護補助者	1	0	1	0.1	看護師の補助

※ 常勤換算：職員の週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	常勤(8:30～17:30)	日曜日午後・祝日・年末年始
看護師	常勤(8:30～17:30)	日曜日午後・祝日・年末年始
理学療法士	常勤(8:30～17:30)	日曜日午後・祝日・年末年始

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	豊橋市内
---------	------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間
平日・土曜日	8:30～17:30
日曜日	8:30～12:30

※ 祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士等が訪問し、リハビリテーションを行います。

《サービスの内容》

1. ご家族等への介護支援・相談
2. 病状の観察
3. 清拭・洗髪・入浴介助等
4. カテーテル等の管理
5. ターミナルケア
6. 床ずれの予防と処置
7. 食事(栄養)指導管理
8. 排泄の介助・管理
9. リハビリテーション
10. 医師の指示による診療の補助業務

4 費用

(1) 介護保険給付(予防給付)対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として単位数適用項目に地域加算率(10.21 円)を乗じた額が利用者負担額となります。

【単位表】

＜看護師が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本単位	
	介護保険給付	予防給付
20 分 未 満	314 単位	303 単位
30 分 未 満	471 単位	451 単位
30 分以上 1 時間未満	823 単位	794 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	1,090 単位

※ 准看護師が訪問看護を行った場合は上記基本料金の100分の90に相当する金額です。

※ 利用者の身体的理由または状況等から判断して同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合は1回につき次の金額が加算されます。

所要時間	加算単位
30 分未満	254 単位
30 分以上	402 単位

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本単位	
	介護保険給付	予防給付
20分未満	294 単位	284 単位
※1週間に6回を 限度に算定する	※1日3回以上の場合 90/100を乗じた金額	※1日3回以上の場合 50/100を乗じた金額

※ 利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する。

※ 夜間(午後6時から午後10時)、早朝(午前6時から午前8時)は基本料金の25%増し、また、深夜(午後10時から午前6時)の場合は、基本料金の50%増しの料金となります。

<加算単位>

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問日の訪問看護を行った場合 初回加算(Ⅰ)退院日に初回訪問した場合 初回加算(Ⅱ)退院日以降初回訪問した場合	350 単位/月 300 単位/月
24 時間連絡体制があり、利用者の同意のもとに緊急時訪問等を必要に応じて行う場合 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574 単位/月
特別な管理を必要とする利用者(厚生大臣が定める状態にある方に限ります)に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合 特別管理加算(Ⅰ) 特別管理加算(Ⅱ)	1 ヶ月につき ※(Ⅰ) 500 単位 ※(Ⅱ) 250 単位
特別な管理を必要とする利用者(厚生大臣が定める状態にある方に限ります)に対して、1 時間 30 分以上のサービスの実施をした場合(訪問看護のみ) 長時間訪問看護加算	300 単位/回
死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 ターミナルケア加算	死亡月につき 2,500 単位
退院時に医師等と共同指導した場合の加算 退院時共同指導加算	600 単位/回
看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位/月
訪問看護サービス提供体制加算(Ⅰ)	6 単位/回

※(Ⅰ):在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。

※(Ⅱ):在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。真皮を超える褥瘡の状態。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。

※ (ターミナルケア加算算定の条件となる利用者の状況)

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって、生

活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統委縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋委縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人口呼吸器を使用している状態。

急性憎悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態。

- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時ではなく、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となります。
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護給付(予防給付)が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) その他の費用

- ① サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。訪問看護員がサービス提供時に事業所に業務上の連絡をする場合の電話は利用者宅の電話を利用させていただき、その電話代も利用者の負担となります。
- ② サービス提供のために訪問看護員は自動車でご自宅等に訪問しますので駐車場を確保してください。その際の駐車場利用料は利用者の負担となります。
- ③ 利用料領収証を紛失された場合にその替わりとなる利用料支払証明書を発行した場合は1ヵ月分1枚あたり550円(税込み)をいただきます。

(3) 処置料

ご利用になられている方が亡くなった際に死後の処置を行った場合には、11,000円(税込み)をいただきます。

(4) 利用料等のお支払方法

毎月の利用料は、翌月の15日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払い方法は以下のとおりです。

- ① 現金で支払い
- ② 当事業所指定口座に振り込み送金

指定口座: 豊橋信用金庫中央支店

普通預金口座(口座番号204401)

口座名義 社会医療法人明陽会

訪問看護ステーション明陽苑

理事長 成田 真

利用者名にて振り込みをお願いします。また、振り込み後は当事業所まで連絡をお願いします。

- ③ ゆうちょ銀行あるいは豊橋信用金庫からの自動引き落としご希望の場合は職員にご相談ください。

※ 入金確認後、領収証を発行します。領収証は再発行できませんので、大切に保管して下さい。

(5) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急等やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料の自己負担分

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要支援または要介護状態にあり、主治医が訪問看護または介護予防訪問看護の必要性を認めた高齢者の方に、適切な訪問看護(介護予防訪問看護)サービスを提供することを目的としています。

(2) 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、全般的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保・向上を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。また、居宅支援事業者(介護予防支援事業者)、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) その他

事 項	内 容
訪問看護(介護予防訪問看護)計画の作成及び事後評価	看護師等が、利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を利用者に説明します。

従業員研修	すべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、その計画に従い研修を実施しています。
採用時研修	採用後 3 ヶ月までサービス提供に関する研修を行っています。
サービス提供会議	利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に行っています。

当ステーションは、第三者評価を受けていません。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

訪問看護ステーション明陽苑 窓口責任者 森下裕子	時間 8:30～17:30(営業日のみ) 方法 電話 33-3125、 面接、意見箱(老人保健施設明陽苑 受付横に設置)
豊橋市役所長寿介護課	時間 9:00～17:00(平日のみ) 電話 51-2359 住所 豊橋市今橋町1番地
東三河広域連合	時間 9:00～17:00(平日のみ) 電話 0532-26-8471 住所 豊橋市八町通2丁目16番地

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医に連絡し、その指示に従って必要な処置を講じます。主治医と連絡がとれない場合は、救急搬送等必要な措置を講じます。また、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅介護サービス計画(介護予防サービス計画)を作成した居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)等への連絡をします。

主治医	病院名 及び所在地	
	氏 名	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住 所	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

利用中に事故が発生した場合は、東三河広域連合、当該利用者様のご家族、当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要に応じた措置を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、訪問看護師に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

10 サービスを担当する訪問看護師等について

サービス開始時に利用者を担当する訪問看護師等を決定しますが、実際は複数の訪問看護師が交替でサービスを提供します。利用者が特定の訪問看護師等を指名することはできません。利用者にサービスを提供する訪問看護師が業務上不適当と認められる場合やその他事情で訪問看護師等の交替を希望される場合は遠慮なくお申し出下さい。また、事業者の都合により担当の訪問看護師等および他の訪問看護師等を交替する場合があります。その場合は利用者にサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

11 利用者へのお願い

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業所または介護予防支援事業者が交付するサービス利用票を提示して下さい。
- (2) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)および訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)で定められたサービス以外のサービスは原則として提供できません。
- (3) 訪問看護師等へのサービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、サービスの実施にあたっては利用者の事情・意向等に十分配慮します。
- (4) サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定していた内容の

サービスが提供できない場合、事業者は変更した時間に応じた利用料金を請求します。

- (5) 訪問看護師等は、災害発生時においてサービスの継続が困難と判断した場合、速やかにサービスを中止し事業所へ戻ることがあります。
- (6) 感染予防対策として、訪問看護師はマスクを着用しています。利用者及び、その家族の方にもマスク着用をお願いしています。
- (7) 発熱などいつもと違う体調不良がある時には、事前にご連絡下さい。
- (8) ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします。訪問看護師がペットに咬まれた場合は、治療費等のご相談をさせて頂く場合があります。

12 訪問看護師の禁止事項

訪問看護師は利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- (1) 利用者の家族等に対する看護サービス
- (2) 利用者およびその家族等からの物品等の授受
- (3) 飲酒、利用者およびその家族等の同意なしに行う喫煙
- (4) 宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) 迷惑行為、暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。訪問看護師へのハラスメント等により、サービスの中断、契約を解除する場合があります。